

改訂にあたって

本書は、決算を作る人と決算を見る人の2つの読者を想定して、決算のしくみや事務の流れ、書類の構成を、図を用いて解説しています。複雑な決算のしくみについて、まずはビジュアルで大まかなイメージをつかんでいただけるよう、工夫しました。

本書の初版を出版した後、平成24年と平成29年に自治体の会計や決算に関係する地方自治法の大きな改正がありました。

まず、決算の手続について。従来から自治体の一般会計等の歳入歳出決算や公営企業の決算については、首長が決算書を議会に提出した後に、議会での審査を経て、認定の議決を受けることになっていますが、不認定となったときには特に定めはありませんでした。改正において、不認定となったときの首長の議会への報告についての規定が設けられました。また、首長が総務大臣または都道府県知事に決算の報告をする規定は廃止されました。

次に、内部統制について。総務省での研究会で検討がなされていましたが、本改正において、首長は内部統制に関する方針を定め、必要な体制を整備することとされました。

さらに、発生主義による自治体決算についても変化がありました。

平成24年度から地方公営企業の会計基準が改定され、資産や負債の考え方がより営利企業等のそれに近づきました。一番大きいのは企業債の取扱いで、借金である企業債は、以前は借入資本として資本の部に計上されていましたが、これを負債の部に改め、合わせて償還期限により固定負債と流動負債に分けて計上することとなりました。

また、補助金や一般会計からの繰入金で整備した施設設備は、その減価償却に応じて、充当された補助金等を収益に計上するという会計処理が加わりました。

一般会計等の決算に発生主義を取り入れようとする新しい公会計についても、以前は複数の方式が並列で存在していましたが、これが平成27年に出された「統一的な基準による地方公会計マニュアル」により、全国一律の方式で作成されることとされました。合わせて発生主義に対応した固定資産台帳の整備についても統一的な手引きが作られています。

一方、一般会計等の歳入歳出決算については、決算手続の一部に変更があったものの、大きな変更はありません。従来通り、現金主義をベースとした歳入歳出予算に対応した歳入歳出決算書が作成されています。その年度に集める税金の使い道を議決により定め、その執行状況を明らかにする目的には現金主義が適しているのです。この取り扱いは今後も続いていくことになります。

本書は、自治体の決算に関連する様々な制度等を理解が容易なように図解することを目的としているため、上記の改定された手続などについてすべてを網羅している訳ではありません。制度の概要が容易に掴めるように、重要な点に絞っています。

本書が決算や会計に初めて携わる自治体職員の入門書として、また、自治体の会計や決算に興味のある方々の自治体決算へのアプローチの第一歩としてお役に立つことを期待しています。

2025年5月

磯野 隆一

自治体決算の 最新の動き

ポイント 1 決算不認定となった際の規定が追加されました

以前は、議会において決算が不認定になったときの定めはありませんでした。法改正後は、決算が不認定になった場合で首長が必要と認める措置を講じたときは、首長はその内容を議会に報告し、これを公表することになりました。

ポイント 2 発生主義による決算書類の作成方法が統一されました

自治体では、現金主義による法定の決算書に加えて、民間の会計慣習（発生主義）を採り入れた財務書類を作成していますが、以前はいくつかの異なる方式があったため、比較可能性に課題がありました。

総務省において、統一的な基準による地方公会計マニュアルが作成され、同じ方式で財務書類が作成されるようになりました。あわせて、統一的な固定資産台帳の作成方法も示されています。

ポイント 3 内部統制制度の法制化

財務会計処理やその結果を表す決算書の信頼性を確保するためには、自治体内部での不正等の防止の取り組みが必要です。従来からそれらの仕組み自体はありましたが、法改正により、内部統制について首長に責任があることが明確に示され、それを実施するためのガイドラインが総務省により作成されました。

ポイント 4 「予算の確保」から「予算をいかに効率よく使ったか」へ

自治体の財政においては、予算作成に多くの人員や時間が充てられています。発展途上でインフラが地方の隅々にまで行き渡っていなかった時代で、また、国の経済成長も十分見込めた時においては、その成長分の資源をどこに配分するかという、「予算」の獲得が最重要な行政課題だったのです。

時代は流れ、インフラの整備も進んだ一方、経済成長が一段落している現在においては、予算の確保はもとより、その予算をいかに効率よく使ったかという説明、すなわち「決算」の重要性が増しています。

また、過去に整備したインフラの状態（ストックの管理）とその維持経費（フローの管理）を連携させて説明することも決算の重要な役割になっています。

図解 よくわかる 自治体決算のしくみ〈改訂版〉

改訂にあたって	2
初版はしがき	4
自治体決算の最新の動き	6

1 章 地方公共団体の決算の概要

1 決算の意義	14
2 予算と決算	16
3 首長と会計管理者	18
4 指定金融機関	20

2 章 予算成立から決算認定までの道程

1 予算の成立	24
2 予算執行と支出	26
3 調定と収納	28
4 日次処理（収納日計・預金残高）	30
5 月次決算（現金出納検査）	32
6 年次決算（決算調製）	34
7 決算書提出	36
8 監査委員決算審査	38
9 議会の決算認定と公表	40

3 章 決算書（法定）

1 決算書類の種類	44
2 歳入歳出決算書	46

3 歳入歳出決算事項別明細書（歳入）	48
4 歳入歳出決算事項別明細書（歳出）	50
5 実質収支に関する調書	52
6 財産に関する調書（土地および建物）	54
7 財産に関する調書（山林・動産）	56
8 財産に関する調書（物権・無体財産権）	58
9 財産に関する調書（有価証券・出資による権利）	60
10 財産に関する調書（財産の信託の受益権・物品）	62
11 財産に関する調書（債権）	64
12 財産に関する調書（基金）	66

4 章 決算統計

1 決算統計とは何か	70
2 決算統計の内容	72
3 普通会計とは何か	74
4 普通会計と純計	76
5 決算カード	78
6 財政指標	80
7 性質別歳出と目的別歳出	82
8 基金等の状況	84

5 章 企業会計の慣行

1 官庁会計と企業会計	88
2 発生主義	90
3 複式簿記	92

6 章 地方公営企業会計決算

1 企業活動と料金収入	96
-------------	----

2	発生主義と複式簿記	98
3	決算調製	100
4	損益計算書	102
5	貸借対照表	104
6	収益的収支・資本的収支	106

7章 健全化判断比率

1	健全化判断比率の概要	110
2	健全化判断比率の算定	112
3	財政健全化計画／財政再生計画の作成	114
4	健全化判断比率の見方 1	116
5	健全化判断比率の見方 2	118
6	健全化判断比率の見方 3	120

8章 地方公会計

1	地方公会計の意義	124
2	財務4表と固定資産台帳	126
3	貸借対照表	128
4	行政コスト計算書	130
5	純資産変動計算書	132
6	資金収支計算書	134
7	連結財務書類	136

9章 検査・監査

1	支出負担行為の確認	140
2	首長（予算執行課長等）による検査	142
3	指定金融機関検査	144
4	監査委員監査	146

5	外部監査	148
6	自治体の内部統制	150

10章 議会における決算認定

1	決算認定の付議	154
2	決算審査	156
3	決算の認定	158

11章 決算の利用

1	決算の利用者	162
2	首長の責任	164
3	予算へのフィードバック	166

索引	169
----	-----

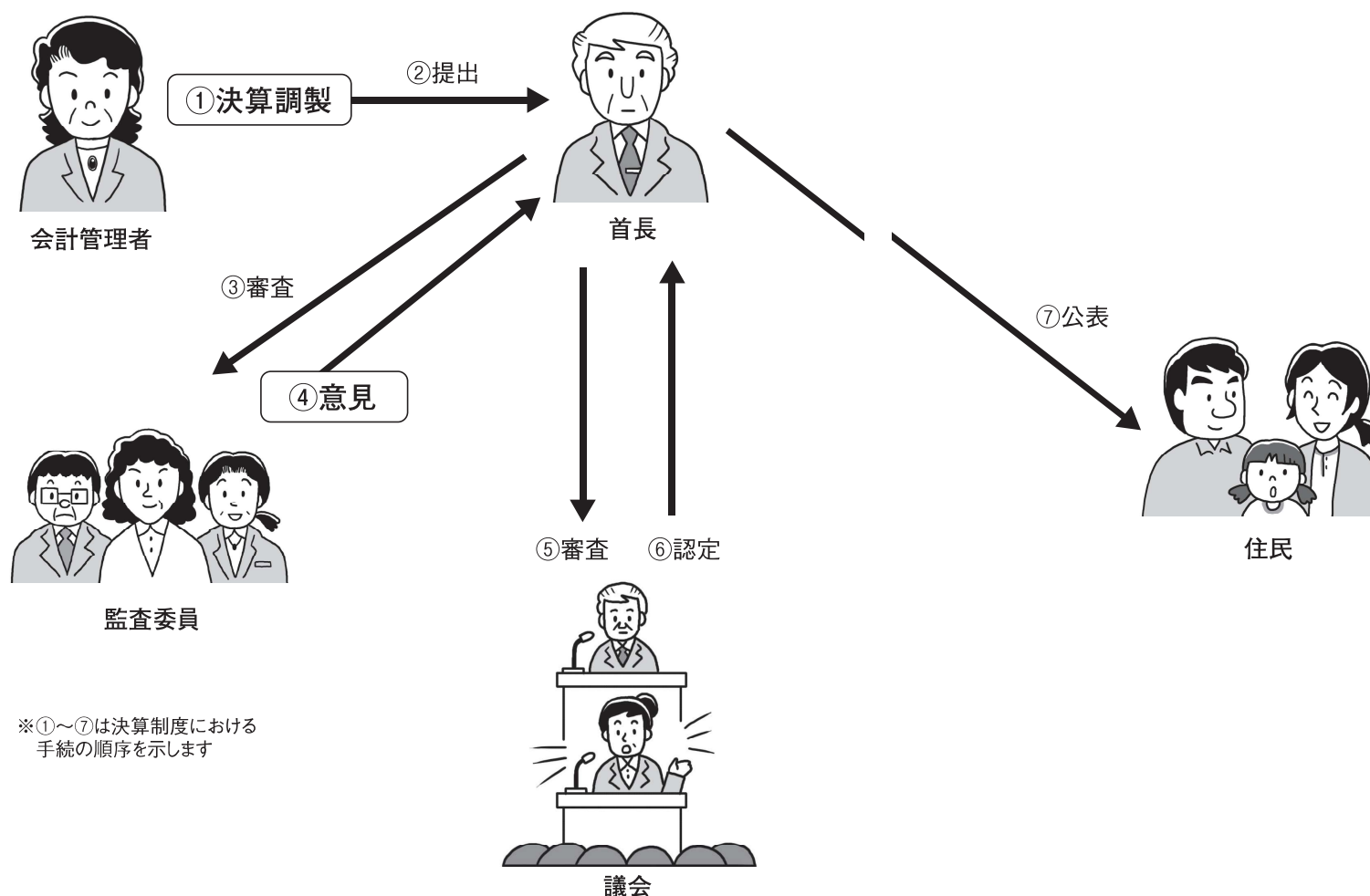
凡 例

〈法令名略称〉

法	地方自治法（昭22法67）
令	地方自治法施行令（昭22政令16）
規則	地方自治法施行規則（昭22内務令29）
地財法	地方財政法（昭23法109）
自治体財政健全化法、健全化法	地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平19法94）
健全化令	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平19政令397）
健全化規則	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平20総務令8）

決算の意義

法 233 条、米国政府会計基準審議会（GASB）概念書第 1 号「財務報告の目的」



地方公共団体における決算は、1 会計年度における歳入歳出予算の執行の実績を記載した計算表です。会計管理者が決算を作成し首長に提出します。首長は決算を監査委員の審査と議会の認定に付します。

決算の目的は、首長が住民の代表である議会の議決に基づいて、予算を執行したかどうかについて、説明責任を果たすことにあります。

● 決算調製（法 233 条）

会計管理者は、毎会計年度、政令の定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後 3 箇月以内に、証書類その他政令で定める書類とあわせて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。（1 項）

普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。（2 項）

普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。（3 項）

● 説明責任（アカウンタビリティ）

説明責任はアカウンタビリティ（accountability）の訳で、一般に、他者から受託している事務の執行の責任を明らかにすることです。

政府の会計では他者とは住民であり、説明責任は決算における「最重要な目的で、他の全ての目的の源泉（米国政府会計基準審議会：GASB）」とされています。

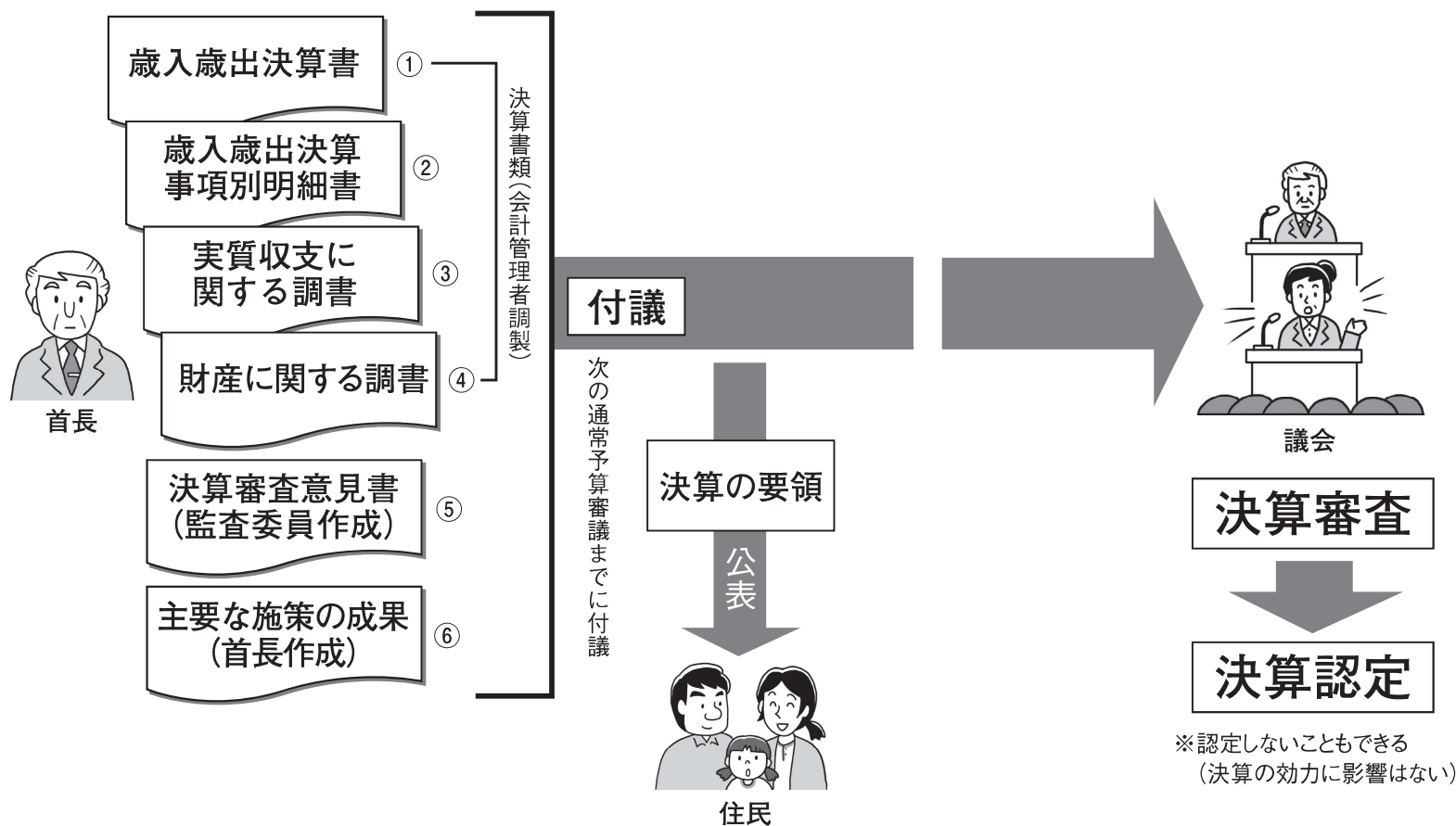
議会の決算認定と公表

〈付議の法定期限は2(3)月（実際は9月または12月が多い）〉

法233条、令166条

首長は決算書類に監査委員の審査意見を付けて、次の通常予算を審議する議会（通常は2月（3月）議会）までに議会の認定に付さなければなりません。

決算認定に付す際には、決算に係る主要な施策の成果を説明する書類を併せて提出します。また、首長は決算の要領を住民に公表します。



● 決算認定（法233条）

普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。（3項）

普通地方公共団体の長は、第3項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。（5項）

普通地方公共団体の長は、第3項の規定により議会の議決に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。（6項）

● 政令で定める書類（令166条）

政令で定める書類は、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書とする。（2項要約）

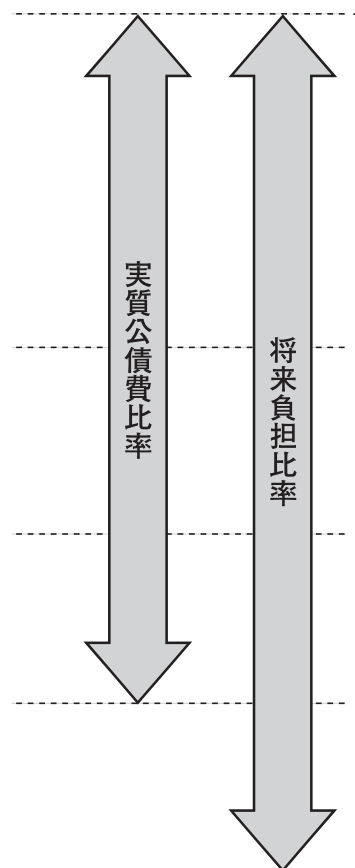
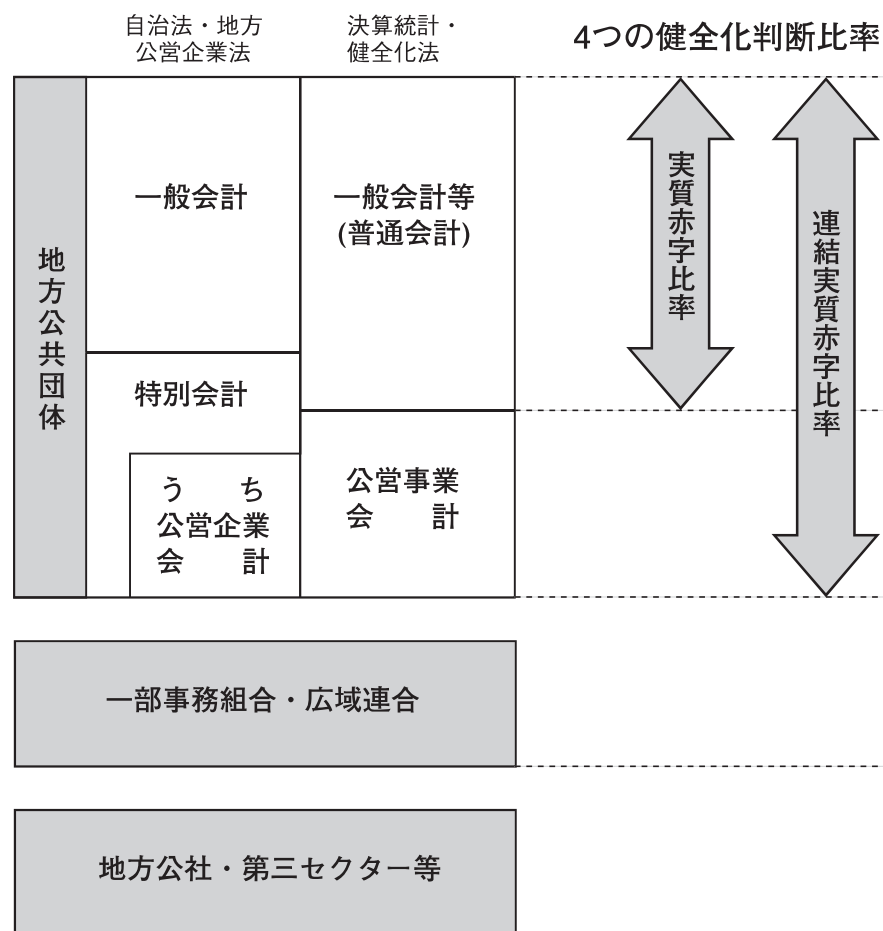
健全化判断比率の概要

健全化法 2 条、健全化令 2 条、健全化規則 1 条

ポイント

自治体財政健全化法（平成 19 年）は、自治体の財政が破綻する前に、早期の是正措置を講じることを目的としています。

4 つの健全化判断比率を算定し、早期健全化基準（イエローカード）、財政再生基準（レッドカード）に達した場合は、是正に向けた計画をつくらることが義務づけられました。



●一般会計等

健全化判断比率は、決算数値を用いて算定しますが、実務的には決算統計を基に計算することになります。

「一般会計等」という区分は決算統計の「普通会計」とほぼ同じです。決算統計は法律上に規定がないため、自治体財政健全化法に「普通会計」の概念を採り入れるために、法的に定義されました。

一般会計等＝一般会計＋（特別会計－政令で定めるもの（総務省令で定めるものを含む））

●一般会計と特別会計（自治体財政健全化法 2 条 1 号で規定）

- ・一般会計
- ・特別会計（公営企業会計（法適用企業・法非適用企業）と以下のものを除く）

●特別会計から除かれるもの（健全化令 2 条で規定）

- ・国民健康保険事業
- ・介護保険事業
- ・後期高齢者医療事業
- ・農業共済事業

●特別会計から除かれるもの（健全化規則 1 条で規定）

- ・老人保健医療事業
- ・介護サービス事業
- ・駐車場事業
- ・交通災害共済事業
- ・公営競技に関する事業
- ・公立大学医学部等の附属病院に関する事業
- ・有料道路事業